令和３年４月　豊中市からのお知らせ

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）をご利用の皆様へ

「個別サポート加算（Ⅰ）」のお知らせ

１．概要

　　令和３年度の報酬改定において、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときの加算

として「個別サポート加算（Ⅰ）」が新設され、次の改正が行われました。

※児童毎に個別の職員を配置することをお約束する制度ではありません。

２．改正の主な内容について

　（１）児童発達支援

　　　　「乳幼児等サポート調査票」に基づき、日常生活の大半に介助や見守りが必要な

場合、該当になります。令和３年４月の時点で受給者証の交付を受けている場合、

加算の対象とします。

なお、「乳幼児等サポート調査」については、児童発達支援における当該障害児へ

の介助等サポートの必要量を把握する趣旨から、支給決定時の審査とは異なり、通

常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を判定するものです。

そのため、すべての未就学児は「個別サポート加算（Ⅰ）」該当と想定しています。

|  |
| --- |
| 対　象　要　件 |
| ３歳未満の場合 | 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助または一部介助である項目が２以上 |
| ３歳以上の場合 | 以下の（１）及び（２）に該当すること（１）食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助または一部介助である項目が１以上（２）食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害及び精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週５日以上）ある項目が1以上 |

※対象要件については、必要に応じて事業所とご確認ください。

　（２）放課後等デイサービス

　　　　平成３０年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬区

分は廃止となり、「就学児サポート調査票」に基づき対象かどうか判断し対象の

場合、個人毎に「個別サポート加算（Ⅰ）」が請求されます。指標該当調査項目と

判定基準が同じであるため「指標該当有り」の児童は、「個別サポート加算（Ⅰ）」

は該当として読み替えます。

３．受給者証について

　今回の改正に伴う受給者証の一括再交付は行いません。順次、受給者証更新の際に必要に応じて「個別サポート加算（Ⅰ）」を印字していきます。

４．請求について

　令和３年４月利用分から「個別サポート加算（Ⅰ）」対象者は、ご利用の事業所から請求されます。1日当たりの利用者負担額は、約110円（100単位）になります。

≪問合せ先≫

豊中市 こども未来部 こども相談課 発達支援係

TEL：06-6858-2285　FAX：06-6846-6080

E-mail：kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp